投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日　2018年7月6日

アジア・オセアニア
好配当成長株オープン(毎月分配型)

追加型投信／海外／株式

アジア・オセアニア好配当成長株オープン(毎月分配型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2018年1月5日に関東財務局長に提出しており、2018年1月6日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　綿川　昌明
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

岡三アセットマネジメント

・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目　次

目　次 1
第一部【証券情報】 2
（1）【ファンドの名称】 2
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】 2
（3）【発行（売出）価額の総額】 2
（4）【発行（売出）価格】 2
（5）【申込手数料】 3
（6）【申込単位】 3
（7）【申込期間】 3
（8）【申込取扱場所】 3
（9）【払込期日】 3
（10）【払込取扱場所】 4
（11）【振替機関に関する事項】 4
（12）【その他】 4
第二部【ファンド情報】 5
第1【ファンドの状況】 5
第2【管理及び運営】 36
第3【ファンドの経理状況】 43
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 75
第三部【委託会社等の情報】 76
第1【委託会社等の概況】 76

＜添付＞
投資信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）
（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。
当初元本は、1口当たり1円です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

◆ 基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先
岡三アセットマネジメント株式会社　クライアント・サービス部　0120-048-214
ホームページ　http://www.okasan-am.jp

（５）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.24％（税抜 3.0％）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4)［発行(売出)価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

◆ 追加型証券投資信託「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型)」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問合わせ先については、(4)［発行（売出）価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（７）【申込期間】

2018 年 1 月 6 日から 2019 年 1 月 7 日まで

◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問合わせ先については、(4)［発行(売出)価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

◆ 販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

（９）【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆　詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問合わせ先については、(4) ［発行(売出)価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

■　取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、投資対象とする投資信託証券の取得申込みの受付が中止または取消しされたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■　取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- **香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日**
- **翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日である日**

◆　「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。
※お問合わせ先については、(4) ［発行(売出)価格］に記載されている問合わせ先をご覧下さい。

■　振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

■　申込証拠金

ありません。

■　日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」及びわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする「日本マネー・マザーファンド」の各投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金 1 兆 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおりに分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月）	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリーファンド	あり （　）

社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 **その他資産** **（投資信託証券（株式・一般））** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	**年 12 回** **（毎月）** 日々 その他 （　　）	**アジア** **オセアニア** 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファンド・オブ・ファンズ**	**なし**

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧下さい。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

［商品分類表の定義］

《単位型投信・追加型投信の区分》

(1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

(1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

(1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

(1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。

(2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。

(3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

(1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

①一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

(1) 年 1 回・・・目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年 2 回・・・目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年 4 回・・・目論見書又は投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年 6 回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年 12 回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
(7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

(1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

(1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
(2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

(1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
(2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

(1) 日経 225
(2) TOPIX
(3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

(1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
(2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

1 日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に実質的に投資します。

● 中長期的な成長が期待される地域の株式に投資することにより、値上がり益の獲得を目指します。

日本を除くアジア・オセアニア地域の株式とは…
MSCIオール・カントリー・アジア・パシフィック指数（除く日本）の採用国および地域の株式です。

＜投資対象国・地域＞

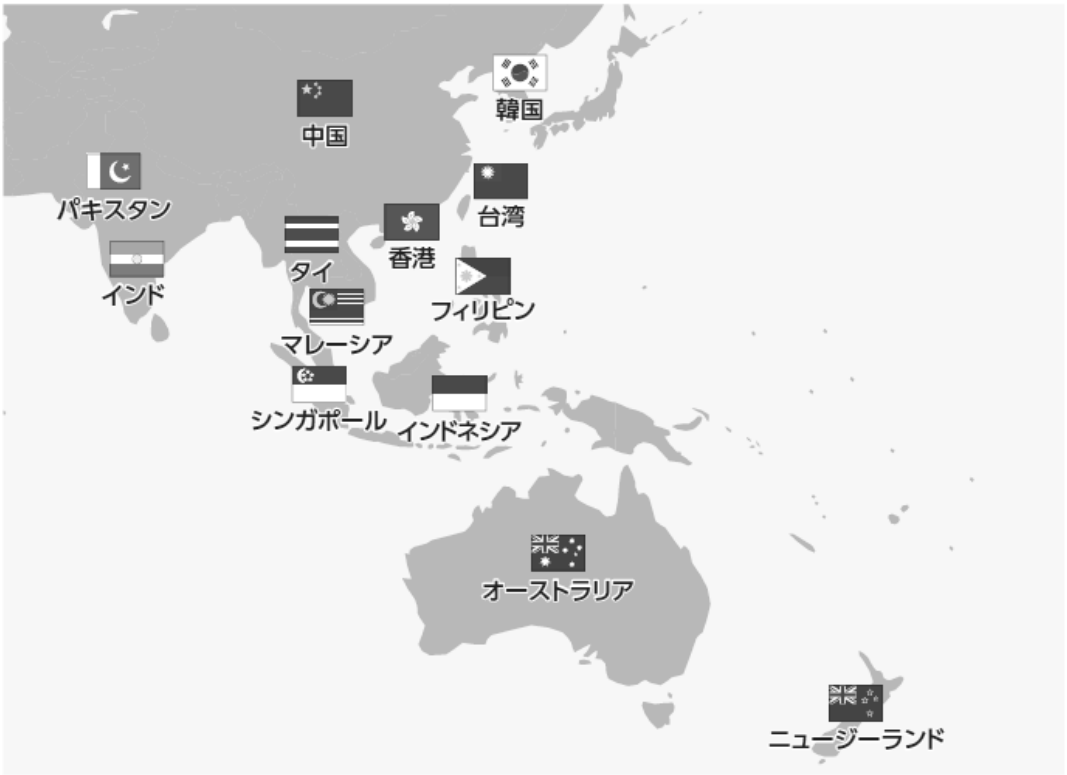

※すべての投資対象国および地域に投資するとは限りません。今後変更される場合があります（2018年4月末現在）。

2 実質的に、好配当の銘柄を中心に投資します。

- 高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資します。
- イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）への投資を通じて運用を行います。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の運用プロセス

アジア・オセアニアの株式	高水準の配当を行う銘柄を中心として広く調査を行い、企業の本源的価値に基づいて対象銘柄を選別します。
▼	
銘柄選択	割安度の評価に加え、配当利回りの高さや配当の維持可能性等を重視した銘柄選択を行います。
▼	
ポートフォリオの構築	流動性等を勘案したうえで、リスクの最小化を図りつつ、株価上昇をねらいます。ポートフォリオ全体の配当利回りが市場平均より上回ることを目指します。
▼	
リスク管理・レビュー	定期的に運用成績やリスク管理状況を評価します。

※上記運用プロセスは今後変更される場合があります。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3 毎月決算を行い、収益分配を行います。

- 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

・分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

・収益分配は、主として配当等収益等から行います。

・3月と9月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。

・分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

●ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。
分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。
※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合

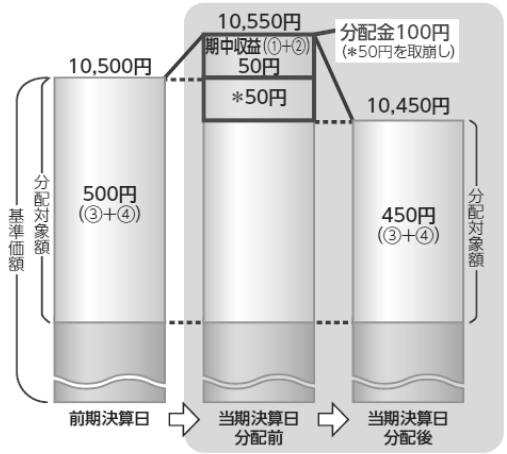

前期決算日から基準価額が下落した場合

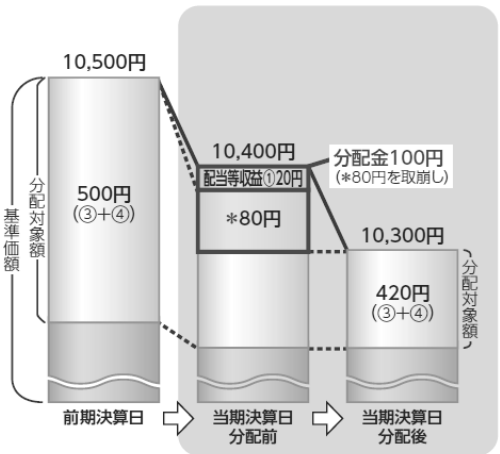

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額（①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金）から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①+②）のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。
収益調整金：追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

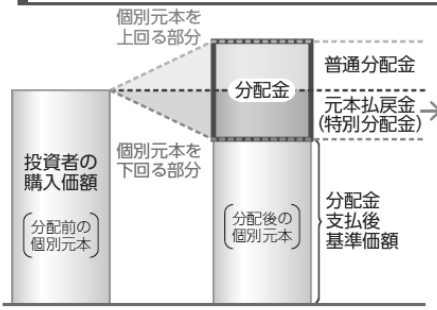

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

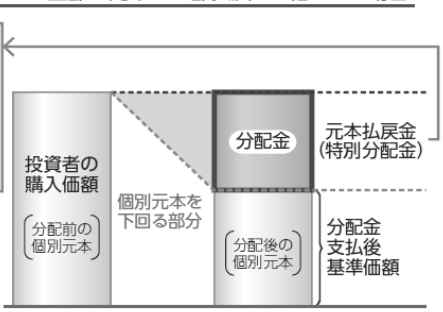

元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

（2）【ファンドの沿革】

2005年10月27日	投資信託契約締結、設定、運用開始
2007年 1月 4日	投資信託振替制度へ移行
2010年 1月 8日	追加信託金の限度額を1,500億円から5,000億円に変更
2013年 7月 4日	追加信託金の限度額を5,000億円から7,000億円に変更
2015年 1月 9日	追加信託金の限度額を7,000億円から9,000億円に変更
2015年 5月 15日	追加信託金の限度額を9,000億円から1兆3,000億円に変更

（3）【ファンドの仕組み】

■　ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。

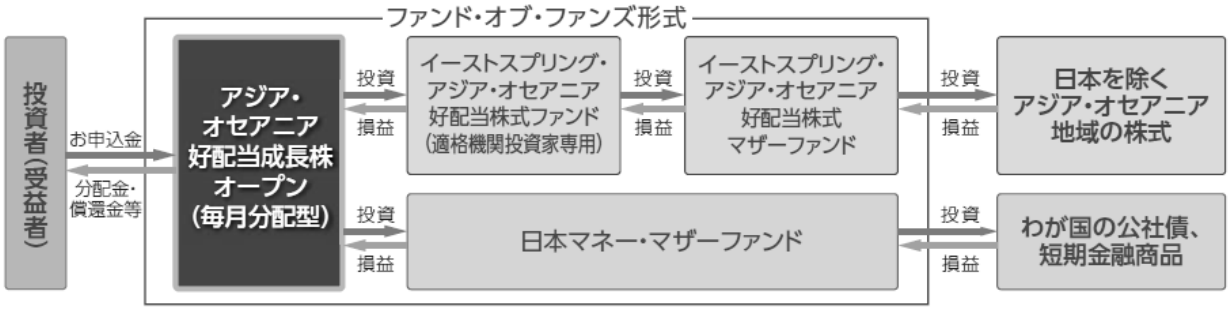

■　ファンドの関係法人とその役割

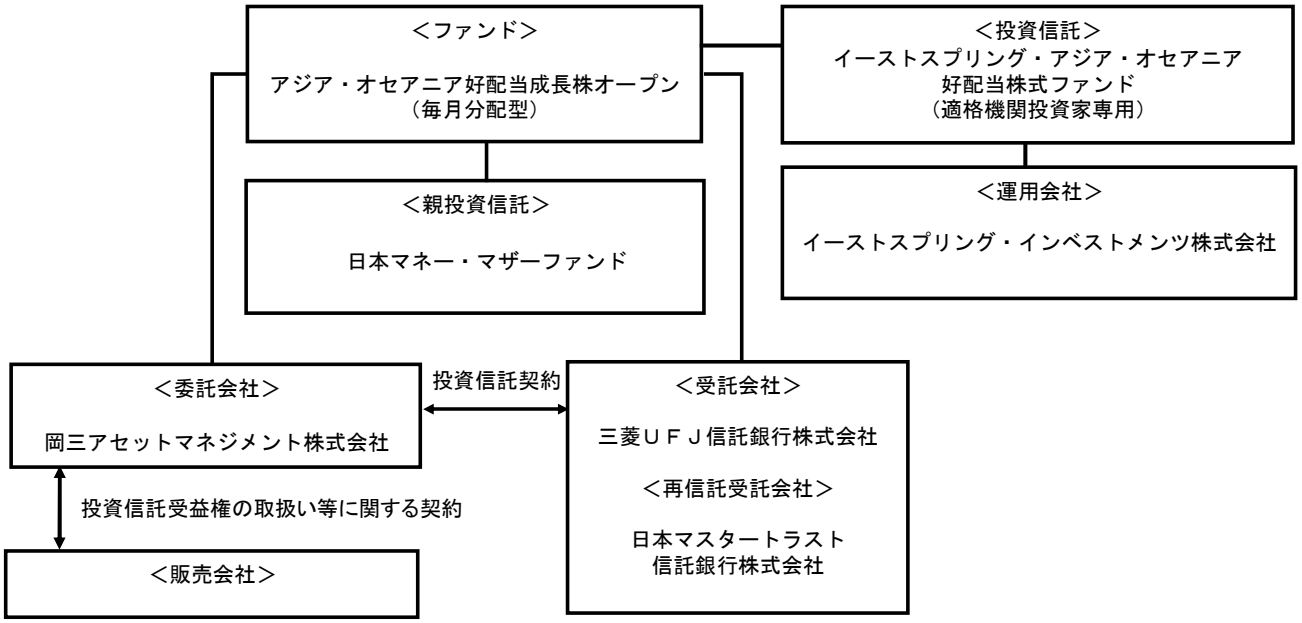

関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。

受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2018 年 4 月末日現在）

◆ 資本金

10 億円

◆ 委託会社の沿革

1964 年 10 月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
1987 年 6 月 27 日	第三者割当増資の実施（新資本金 4 億 5,000 万円）
1990 年 6 月 30 日	第三者割当増資の実施（新資本金 10 億円）
2008 年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名　　称	住　　所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町 9 番 9 号	253,400 株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋 1 丁目 17 番 6 号	174,801 株	21.19%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 2 丁目 2 番 1 号	41,150 株	4.99%
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号	41,150 株	4.99%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号	41,149 株	4.99%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

■ **基本方針**

ファンドは、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ **運用方法**

a　投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

b　投資態度

イ．主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ．アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、次に定めるものとします。

・イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

・日本マネー・マザーファンド

ハ．投資信託証券への投資を通じて、主としてアジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資することにより、高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

ニ．イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

■　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて、投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

a　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形

b　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

■　運用の指図範囲

a　有価証券

委託会社は、信託金を、主として国内の証券投資信託であるイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権および岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である日本マネー・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ.の証券の性質を有するもの
ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
ニ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b　金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
イ．預金
ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ハ．コール・ローン
ニ．手形割引市場において売買される手形

c　特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）投資対象とする投資信託証券の概要

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。（ファミリーファンド方式で運用されます。） ※　マザーファンドにおける主要な投資対象国および地域 ＭＳＣＩオール・カントリー・アジア・パシフィック指数（除く日本）の採用国および地域の株式に投資を行います。
投資態度	①　マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定した配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。 ②　定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。 ③　国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。 ④　信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができるものとします。 ⑤　信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができるものとします。 ⑥　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑦　当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ※　「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用指図に関する権限を除きます。）を、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに委託しております。
主要な投資制限	①　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ②　株式への実質投資割合には制限を設けません。 ③　同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。 ④　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ⑤　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじ

	め明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ⑥ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算日、 分配方針	毎月 6 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 分配金額は、運用会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対して年率 0.594%（税抜 0.55%） ※マザーファンドの委託先運用会社への報酬が含まれています。
その他の費用	申込手数料はありません。 株式等の売買委託手数料、財務諸表の監査費用及び当該監査費用に係る消費税等相当額、海外における資産の保管等に要する費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等（マザーファンドにかかる費用を含んで記載しております。）を、投資信託財産中から支弁します。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドについて

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、運用会社として「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託財産の運用指図等の業務を行っています。同ファンドの親投資信託である「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」については、運用指図に関する権限をイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドに委託しています。

※イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、英国プルーデンシャル社(以下「最終親会社」)の間接子会社です。最終親会社は165年以上の歴史を有し、英国、米国、アジアをはじめとした世界各国で業務を展開しています。最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2018年3月末現在、アジアでは14の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。その運用資産総額は、2017年12月末現在、約6,690億英ポンド(約101兆円、1英ポンド=151.95円)に上ります。
なお、最終親会社、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社およびイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

日本マネー・マザーファンド

委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 ② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2 格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	① 株式への投資は行いません。 ② 外貨建資産への投資は行いません。 ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年 10 月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（3）【運用体制】

■　運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。

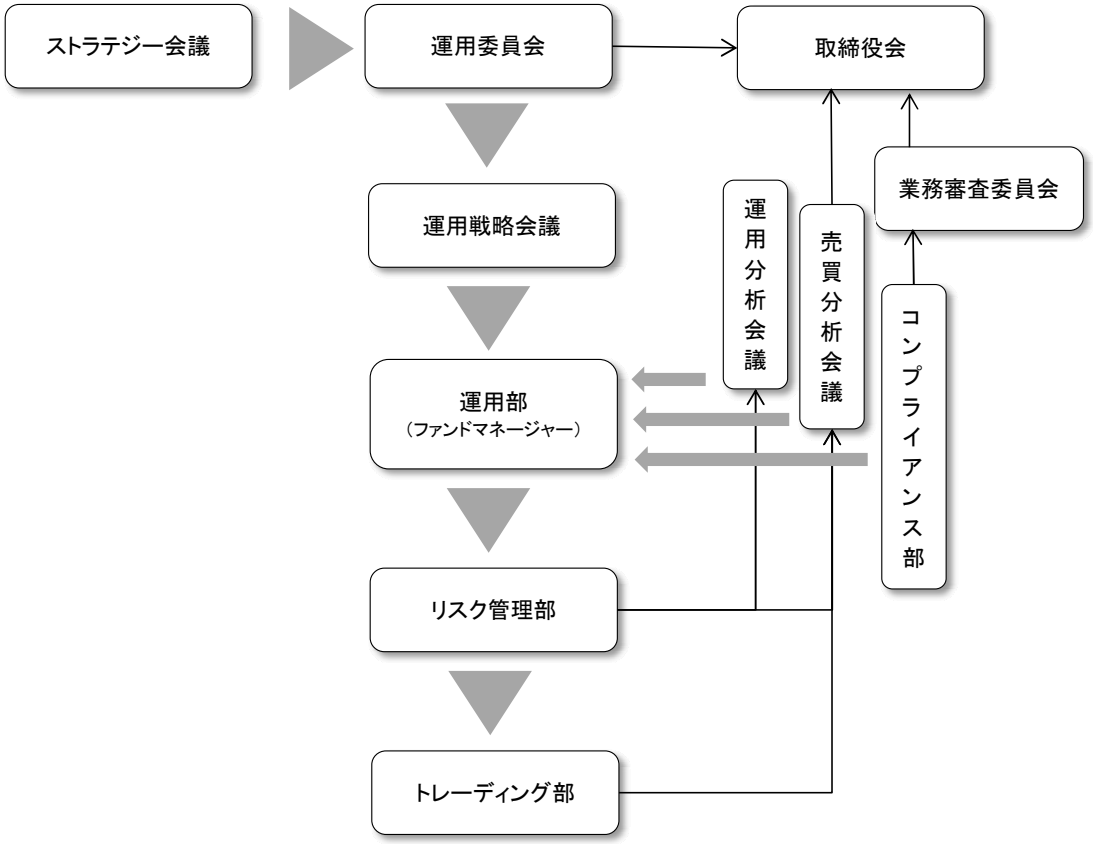

会議名または部署名	役割
運用委員会 （月１回開催）	運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月１回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。また、投資するファンドの運用内容についてモニタリングを行います。
運用分析会議 （月１回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月１回開催）	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月１回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。

コンプライアンス部 （3名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （6名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ **社内規程**

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ **ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等**

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

※ 運用体制等につきましては、2018年4月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

■　毎月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

a　分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b　分配対象収益についての分配方針

収益分配は、主として配当等収益等から行います。

ただし、3 月と 9 月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

c　留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d　分配金は、決算日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

■　分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

◆　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜約款に基づく投資制限＞

■　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■　株式への直接投資は行いません。

■　外貨建資産への直接投資は行いません。

■　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■　公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

■　資金の借入れ

a　委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

c　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

d　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

＜関係法令に基づく投資制限＞

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

＜投資リスク＞

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特に、エマージング諸国は、主要先進国と比較して、経済・政治・社会情勢等で脆弱または不安定な側面があることから、エマージング諸国のカントリーリスクは主要先進国に比べ高くなる傾向にあります。

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

＜留意事項＞

・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・ 投資信託は預金商品、金融債、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

＜投資リスクに対する管理体制＞

・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

① 運用の指図に関する帳票の確認
② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年5月末～2018年4月末

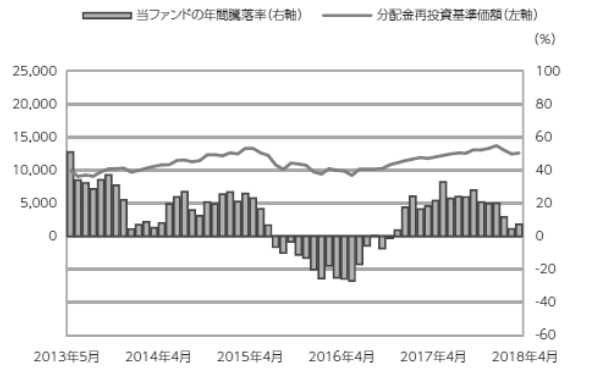

＊分配金再投資基準価額は、2013年5月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

＊年間騰落率は、2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2013年5月末～2018年4月末

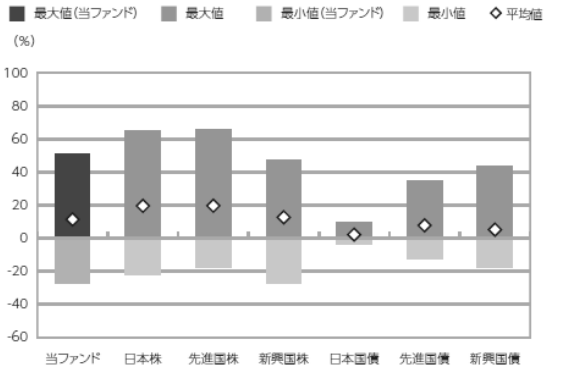

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	51.0	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△27.0	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	11.4	19.6	19.7	12.7	2.2	7.8	5.2

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2013年5月から2018年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数
日 本 株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.24%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先
岡三アセットマネジメント株式会社　クライアント・サービス部　0120-048-214
ホームページ　http://www.okasan-am.jp

◆ 追加型証券投資信託「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）」の受益者が、当該ファンドからのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、１口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.30%が信託財産留保額として控除されます。

（3）【信託報酬等】

■ **信託報酬の総額及びその配分**

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.134%（税抜 1.05%）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.432%（税抜 0.40%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.648%（税抜 0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.054%（税抜 0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

＜実質的な信託報酬の総額＞

・「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率

0.594%（税抜0.55%）を乗じて得た額です。

・「日本マネー・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の受益権を高位に組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.728%（税抜1.60%）程度を乗じて得た額となります。
ただし、実質的な信託報酬は目安であり、当該投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■　信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

■　ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。

■　ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0108%（税抜 0.01%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

■　ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等を間接的にご負担いただきます。

※　その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（5）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

■　個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。
償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。
また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。
基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。
基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。
また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

・ 配当控除の適用はありません。

・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

※ 上記の内容は 2018 年 4 月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2018年 4月 27日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（1）【投資状況】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	366,194,956,390	96.62
親投資信託受益証券	日本	682,419,537	0.18
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	12,144,186,003	3.20
合計（純資産総額）		379,021,561,930	100.00

（参考）日本マネー・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
特殊債券	日本	663,337,533	87.08
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	―	98,394,622	12.92
合計（純資産総額）		761,732,155	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資信託受益証券	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	684,092,950,477	0.5319	363,869,040,358	0.5353	366,194,956,390	96.62
2	日本	親投資信託受益証券	日本マネー・マザーファンド	669,695,326	1.0190	682,419,537	1.0190	682,419,537	0.18

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.62
親投資信託受益証券	0.18
合計	96.80

（参考）日本マネー・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	特殊債券	第６７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	282,000,000	100.84	284,371,591	100.84	284,371,591	1.6	2018年10月31日	37.33
2	日本	特殊債券	第７回政府保証地方公営企業等金融機構債券	176,000,000	101.41	178,485,120	101.41	178,485,120	1.4	2019年4月15日	23.43
3	日本	特殊債券	第６０回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	150,000,000	100.31	150,474,780	100.31	150,474,780	1.8	2018年6月29日	19.75
4	日本	特殊債券	第３回政府保証原子力損害賠償支援機構債	50,000,000	100.01	50,006,042	100.01	50,006,042	0.117	2018年5月23日	6.56

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
特殊債券	87.08
合計	87.08

②【投資不動産物件】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

該当事項はありません。

（参考）日本マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

該当事項はありません。

（参考）日本マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

	純資産総額(円)		基準価額（円）（1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第6特定期間末 (2008年10月10日)	27,644,245,519	29,317,946,616	0.6184	0.6574
第7特定期間末 (2009年 4月10日)	45,543,972,214	47,816,375,897	0.5455	0.5845
第8特定期間末 (2009年10月13日)	62,964,764,199	66,736,520,718	0.6677	0.7077
第9特定期間末 (2010年 4月12日)	179,128,662,921	187,447,705,911	0.6759	0.7209
第10特定期間末 (2010年10月12日)	226,433,350,675	241,696,432,027	0.5940	0.6390
第11特定期間末 (2011年 4月11日)	261,042,951,658	279,791,961,436	0.6203	0.6653
第12特定期間末 (2011年10月11日)	206,330,531,008	226,656,916,838	0.4267	0.4717
第13特定期間末 (2012年 4月10日)	258,775,558,069	281,796,290,910	0.4692	0.5142
第14特定期間末 (2012年10月10日)	275,996,589,114	303,881,231,135	0.4146	0.4596
第15特定期間末 (2013年 4月10日)	394,068,473,753	425,118,033,131	0.5105	0.5555
第16特定期間末 (2013年10月10日)	408,945,377,378	447,361,188,569	0.4578	0.5028
第17特定期間末 (2014年 4月10日)	491,376,024,339	537,000,855,562	0.4519	0.4969
第18特定期間末 (2014年10月10日)	512,713,643,640	563,576,794,252	0.4266	0.4716
第19特定期間末 (2015年 4月10日)	795,747,781,072	861,135,699,221	0.4563	0.5013
第20特定期間末 (2015年10月13日)	747,383,989,674	839,128,789,449	0.3450	0.3900
第21特定期間末 (2016年 4月11日)	542,176,082,346	611,152,116,653	0.2671	0.3001
第22特定期間末 (2016年10月11日)	471,742,734,788	520,169,821,316	0.2617	0.2867
第23特定期間末 (2017年 4月10日)	451,415,632,799	487,246,975,697	0.2734	0.2944
第24特定期間末 (2017年10月10日)	434,054,480,038	467,637,297,847	0.2771	0.2981
第25特定期間末 (2018年 4月10日)	377,874,154,917	409,742,710,952	0.2515	0.2725
2017年 4月末日	451,339,513,474	—	0.2753	—
5月末日	450,130,322,166	—	0.2770	—
6月末日	449,068,478,699	—	0.2788	—
7月末日	447,092,022,808	—	0.2805	—
8月末日	443,248,782,141	—	0.2801	—
9月末日	431,923,177,695	—	0.2756	—
10月末日	439,775,114,987	—	0.2836	—
11月末日	428,862,083,604	—	0.2793	—
12月末日	428,172,736,448	—	0.2813	—
2018年 1月末日	430,836,838,876	—	0.2861	—

2月末日	404,056,447,263	—	0.2685	—
3月末日	380,578,091,656	—	0.2531	—
4月末日	379,021,561,930	—	0.2529	—

②【分配の推移】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

	期間	分配金 （1口当たり）
第6特定期間	2008年4月11日～2008年10月10日	0.0390円
第7特定期間	2008年10月11日～2009年4月10日	0.0390円
第8特定期間	2009年4月11日～2009年10月13日	0.0400円
第9特定期間	2009年10月14日～2010年4月12日	0.0450円
第10特定期間	2010年4月13日～2010年10月12日	0.0450円
第11特定期間	2010年10月13日～2011年4月11日	0.0450円
第12特定期間	2011年4月12日～2011年10月11日	0.0450円
第13特定期間	2011年10月12日～2012年4月10日	0.0450円
第14特定期間	2012年4月11日～2012年10月10日	0.0450円
第15特定期間	2012年10月11日～2013年4月10日	0.0450円
第16特定期間	2013年4月11日～2013年10月10日	0.0450円
第17特定期間	2013年10月11日～2014年4月10日	0.0450円
第18特定期間	2014年4月11日～2014年10月10日	0.0450円
第19特定期間	2014年10月11日～2015年4月10日	0.0450円
第20特定期間	2015年4月11日～2015年10月13日	0.0450円
第21特定期間	2015年10月14日～2016年4月11日	0.0330円
第22特定期間	2016年4月12日～2016年10月11日	0.0250円
第23特定期間	2016年10月12日～2017年4月10日	0.0210円
第24特定期間	2017年4月11日～2017年10月10日	0.0210円
第25特定期間	2017年10月11日～2018年4月10日	0.0210円

③【収益率の推移】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

	期間	収益率（%）
第6特定期間	2008年4月11日～2008年10月10日	△28.7
第7特定期間	2008年10月11日～2009年4月10日	△5.5
第8特定期間	2009年4月11日～2009年10月13日	29.7
第9特定期間	2009年10月14日～2010年4月12日	8.0
第10特定期間	2010年4月13日～2010年10月12日	△5.5
第11特定期間	2010年10月13日～2011年4月11日	12.0
第12特定期間	2011年4月12日～2011年10月11日	△24.0

第13特定期間	2011年10月12日～2012年 4月10日	20.5
第14特定期間	2012年 4月11日～2012年10月10日	△2.0
第15特定期間	2012年10月11日～2013年 4月10日	34.0
第16特定期間	2013年 4月11日～2013年10月10日	△1.5
第17特定期間	2013年10月11日～2014年 4月10日	8.5
第18特定期間	2014年 4月11日～2014年10月10日	4.4
第19特定期間	2014年10月11日～2015年 4月10日	17.5
第20特定期間	2015年 4月11日～2015年10月13日	△14.5
第21特定期間	2015年10月14日～2016年 4月11日	△13.0
第22特定期間	2016年 4月12日～2016年10月11日	7.3
第23特定期間	2016年10月12日～2017年 4月10日	12.5
第24特定期間	2017年 4月11日～2017年10月10日	9.0
第25特定期間	2017年10月11日～2018年 4月10日	△1.7

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第6特定期間	11,031,021,161	11,522,492,351
第7特定期間	53,401,122,871	14,609,413,912
第8特定期間	79,331,005,682	68,522,151,964
第9特定期間	196,708,930,275	25,991,359,554
第10特定期間	171,348,028,846	55,149,541,190
第11特定期間	152,880,941,072	113,259,499,653
第12特定期間	137,440,271,889	74,757,604,669
第13特定期間	165,173,829,634	97,142,205,273
第14特定期間	208,253,980,693	94,059,155,713
第15特定期間	318,058,769,265	211,835,452,638
第16特定期間	266,903,673,303	145,607,799,757
第17特定期間	330,832,091,958	136,716,606,281
第18特定期間	307,551,248,630	193,095,119,210
第19特定期間	664,138,197,200	121,970,856,175
第20特定期間	596,349,955,883	173,987,271,212
第21特定期間	136,429,558,920	273,282,972,956
第22特定期間	66,909,246,796	293,594,632,732
第23特定期間	49,927,391,653	201,888,940,661
第24特定期間	63,871,566,393	148,146,515,346
第25特定期間	80,859,852,784	144,796,917,340

≪参考情報≫

運用実績

2018年4月27日現在

基準価額・純資産の推移 (2008年5月1日~2018年4月27日)

分配金の推移

2018年4月	35円
2018年3月	35円
2018年2月	35円
2018年1月	35円
2017年12月	35円
直近1年累計	420円
設定来累計	10,685円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	96.62%
日本マネー・マザーファンド	0.18%

組入上位銘柄(イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド)

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
テンセント・ホールディングス	ケイマン諸島	ソフトウェア・サービス	5.86%
中国建設銀行	中華人民共和国	銀行	4.54%
中国銀行	中華人民共和国	銀行	4.12%
サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.03%
台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	3.81%
中国工商銀行	中華人民共和国	銀行	2.76%
ANZ銀行グループ	オーストラリア	銀行	2.58%
CKハチソン・ホールディングス	ケイマン諸島	資本財	2.51%
チャイナ・モバイル	香港	電気通信サービス	2.51%
中国石油化工	中華人民共和国	エネルギー	2.16%

※比率はイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。国/地域は登記国/地域で記載しています。
※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。
※イーストスプリング・インベストメンツ株式会社のデータを基に岡三アセットマネジメントが作成しています。

年間収益率の推移

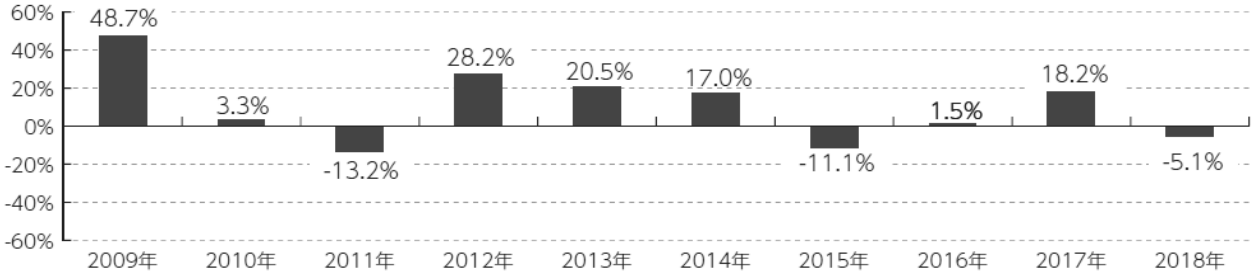

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2018年は4月末までの収益率を示しています。
※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

■　**取得申込受付日**

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、投資対象とする投資信託証券の取得申込みの受付が中止または取消しされたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■　**取得申込不可日**

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- **香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日**
- **翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日である日**

◆　「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■　**取得申込受付時間**

原則として、午後 3 時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■　**取得申込手続**

- 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の 2 つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- 1 口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
  なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける

場合には、決算日の基準価額とします。
基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- 申込代金は、1 口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社　クライアント・サービス部　0120-048-214
ホームページ　http://www.okasan-am.jp

2【換金（解約）手続等】

■ **換金申込受付日**

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて換金の請求をすることができます。

■ **換金申込不可日**

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- **香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日**
- **翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日である日**

◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ **換金申込受付時間**

原則として、午後 3 時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ **解約請求制による換金手続**

- 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
  解約単位は、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料はありません。
- 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。ただし、投資対象とする投資信託証券の解約請求の受付が中止または取消しされたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときには、解約代金の支払日が遅延することがあります。

■ **解約請求の受付の中止及び取消**

- 投資対象とする投資信託証券の解約請求の受付が中止または取消しされたとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。
- 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問合わせ先
岡三アセットマネジメント株式会社　クライアント・サービス部　0120-048-214
ホームページ　http://www.okasan-am.jp

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

投資対象とする投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

■ 株式の評価

投資信託証券を通じて投資する海外の取引所上場株式は、原則として、海外の取引所における計算時に知りえる直近の日の最終相場で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

投資信託証券を通じて投資する外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資するわが国の債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社　クライアント・サービス部　0120-048-214

ホームページ　http://www.okasan-am.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2005年10月27日から無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（5）【その他】

■　投資信託契約の解約（繰上償還）

a　委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b　委託会社は、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる国内の証券投資信託がその信託を終了することとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

c　委託会社は、上記ａおよびｂの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

d　上記ｃの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

e　上記ｄの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

f　委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

g　上記ｄからｆまでの規定は、ｂの規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

h　委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

i　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の［投資信託約款の変更］ｄに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

j　受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■　投資信託約款の変更

a　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

b　委託会社は、上記ａの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面

を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c　上記ｂの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d　上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

e　委託会社は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f　委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この投資信託約款を変更しようとするときは、ｂからｅの規定に従います。

■　反対者の買取請求権

前述の投資信託契約の解約（繰上償還）又は投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■　運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年 4 月 11 日から 10 月 10 日まで、10 月 11 日から翌年 4 月 10 日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

http://www.okasan-am.jp

■　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.okasan-am.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■　信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■　関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆　販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に 1 年間更新され、その後も同様とします。

◆　変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は 6 ヵ月未満であるため、財務諸表は 6 ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 25 特定期間（平成 29 年 10 月 11 日から平成 30 年 4 月 10 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 30 年５月 10 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　宝金正典　印

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　猿渡裕子　印

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」の平成 29 年 10 月 11 日から平成 30 年４月 10 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」の平成 30 年４月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24特定期間末 （平成29年10月10日現在）	第25特定期間末 （平成30年 4月10日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	471,191,809	246,800,077
コール・ローン	14,729,818,879	12,207,785,957
投資信託受益証券	422,662,770,582	367,832,527,690
親投資信託受益証券	682,687,415	682,419,537
未収入金	2,000,000,000	3,000,000,000
流動資産合計	440,546,468,685	383,969,533,261
資産合計	440,546,468,685	383,969,533,261
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,483,094,135	5,259,314,409
未払解約金	611,753,936	484,152,246
未払受託者報酬	18,730,243	16,596,695
未払委託者報酬	374,604,871	331,933,917
未払利息	13,535	22,301
その他未払費用	3,791,927	3,358,776
流動負債合計	6,491,988,647	6,095,378,344
負債合計	6,491,988,647	6,095,378,344
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,566,598,324,421	※1 1,502,661,259,865
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,132,543,844,383	△1,124,787,104,948
元本等合計	434,054,480,038	377,874,154,917
純資産合計	※3 434,054,480,038	※3 377,874,154,917
負債純資産合計	440,546,468,685	383,969,533,261

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第24特定期間 自　平成29年4月11日 至　平成29年10月10日	第25特定期間 自　平成29年10月11日 至　平成30年4月10日
営業収益		
受取配当金	9,832,456,744	1,879,343,783
受取利息	29,366	29,981
有価証券売買等損益	32,184,923,468	△5,830,510,770
営業収益合計	42,017,409,578	△3,951,137,006
営業費用		
支払利息	3,665,286	2,798,173
受託者報酬	120,512,540	112,906,698
委託者報酬	2,410,250,798	2,258,133,851
その他費用	24,426,970	22,845,566
営業費用合計	2,558,855,594	2,396,684,288
営業利益又は営業損失（△）	39,458,553,984	△6,347,821,294
経常利益又は経常損失（△）	39,458,553,984	△6,347,821,294
当期純利益又は当期純損失（△）	39,458,553,984	△6,347,821,294
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	129,574,144	154,461,449
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,199,457,640,575	△1,132,543,844,383
剰余金増加額又は欠損金減少額	107,353,478,963	104,736,573,882
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	107,353,478,963	104,736,573,882
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,185,844,802	58,608,995,669
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,185,844,802	58,608,995,669
分配金	*133,582,817,809	*131,868,556,035
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,132,543,844,383	△1,124,787,104,948

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	第25特定期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月10日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、平成29年10月11日から平成30年 4月10日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第24特定期間末 （平成29年10月10日現在）	第25特定期間末 （平成30年 4月10日現在）
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 1,566,598,324,421口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 1,502,661,259,865口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,132,543,844,383円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,124,787,104,948円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.2771円 （10,000口当たりの純資産額 2,771円）	*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.2515円 （10,000口当たりの純資産額 2,515円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第24特定期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第25特定期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月10日
*1.分配金の計算過程 第138計算期間（平成29年 4月11日～平成29年 5月10日） 費用控除後の配当等収益額 A 660,989,513円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 335,053,880,445円	*1.分配金の計算過程 第144計算期間（平成29年10月11日～平成29年11月10日） 費用控除後の配当等収益額 A 74,784,449円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円 収益調整金額 C 292,065,309,458円

分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	335,714,869,958円
当ファンドの期末残存口数	F	1,636,253,867,299口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,051円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,726,888,535円

第139計算期間(平成29年 5月11日～平成29年 6月12日)

費用控除後の配当等収益額	A	1,299,501,901円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	326,590,339,693円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	327,889,841,594円
当ファンドの期末残存口数	F	1,619,401,668,023口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,024円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,667,905,838円

第140計算期間(平成29年 6月13日～平成29年 7月10日)

費用控除後の配当等収益額	A	2,237,030,880円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	319,579,547,651円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	321,816,578,531円
当ファンドの期末残存口数	F	1,606,117,740,593口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,003円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,621,412,092円

第141計算期間(平成29年 7月11日～平成29年 8月10日)

費用控除後の配当等収益額	A	2,551,806,787円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	312,808,514,514円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	315,360,321,301円
当ファンドの分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	292,140,093,907円
当ファンドの期末残存口数	F	1,543,703,883,017口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,892円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,402,963,590円

第145計算期間(平成29年11月11日～平成29年12月11日)

費用控除後の配当等収益額	A	106,728,593円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	284,679,077,199円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	284,785,805,792円
当ファンドの期末残存口数	F	1,532,623,276,553口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,858円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,364,181,467円

第146計算期間(平成29年12月12日～平成30年 1月10日)

費用控除後の配当等収益額	A	143,433,628円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	277,178,093,440円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	277,321,527,068円
当ファンドの期末残存口数	F	1,520,317,607,450口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,824円
10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,321,111,626円

第147計算期間(平成30年 1月11日～平成30年 2月13日)

費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	268,783,779,884円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	268,783,779,884円

当ファンドの期末残存口数	F	1,588,906,951,415口	当ファンドの期末残存口数	F	1,502,338,286,690口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,984円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,789円
10,000口当たり分配金額	H	35円	10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,561,174,329円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,258,184,003円
第142計算期間(平成29年 8月11日～平成29年 9月11日)			第148計算期間(平成30年 2月14日～平成30年 3月12日)		
費用控除後の配当等収益額	A	1,161,142,733円	費用控除後の配当等収益額	A	603,151,315円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	307,636,805,634円	収益調整金額	C	263,757,421,325円
分配準備積立金額	D	0円	分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	308,797,948,367円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	264,360,572,640円
当ファンドの期末残存口数	F	1,577,812,251,503口	当ファンドの期末残存口数	F	1,503,657,411,560口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,957円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,758円
10,000口当たり分配金額	H	35円	10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,522,342,880円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,262,800,940円
第143計算期間(平成29年 9月12日～平成29年10月10日)			第149計算期間(平成30年 3月13日～平成30年 4月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	759,882,087円	費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	301,120,128,796円	収益調整金額	C	258,926,060,154円
分配準備積立金額	D	0円	分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	301,880,010,883円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	258,926,060,154円
当ファンドの期末残存口数	F	1,566,598,324,421口	当ファンドの期末残存口数	F	1,502,661,259,865口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,926円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,723円
10,000口当たり分配金額	H	35円	10,000口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,483,094,135円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,259,314,409円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第24特定期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第25特定期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有す	同左

	る有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価に関する事項

期別 項目	第24特定期間末 (平成29年10月10日現在)	第25特定期間末 (平成30年 4月10日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24特定期間 自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	第25特定期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月10日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第25特定期間 自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月10日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1.元本の移動

第24特定期間末	第25特定期間末

（平成29年10月10日現在）		（平成30年 4月10日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,650,873,273,374円	期首元本額	1,566,598,324,421円
期中追加設定元本額	63,871,566,393円	期中追加設定元本額	80,859,852,784円
期中一部解約元本額	148,146,515,346円	期中一部解約元本額	144,796,917,340円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第24特定期間末（平成29年10月10日現在）

（単位：円）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	14,582,645,406
親投資信託受益証券	－
合計	14,582,645,406

第25特定期間末（平成30年 4月10日現在）

（単位：円）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△10,373,167,730
親投資信託受益証券	△66,969
合計	△10,373,234,699

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	691,544,515,305	367,832,527,690	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：97.3%	691,544,515,305	367,832,527,690 100.0%	
	投資信託受益証券合計			367,832,527,690	
親投資信託受益証券	日本円	日本マネー・マザーファンド	669,695,326	682,419,537	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	669,695,326	682,419,537 100.0%	

	親投資信託受益証券合計		682,419,537	
合計			368,514,947,227	

(注)1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「日本マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本マネー・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

期別 科目	注記番号	平成29年10月10日現在 金額	平成30年4月10日現在 金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		7,247,203	5,700,919
コール・ローン		201,136,140	269,287,663
特殊債券		550,838,229	485,199,927
未収利息		1,504,424	1,449,298
前払費用		333,569	149,041
流動資産合計		761,059,565	761,786,848
資産合計		761,059,565	761,786,848
負債の部			
流動負債			
未払利息		184	491
その他未払費用		871	1,139
流動負債合計		1,055	1,630
負債合計		1,055	1,630
純資産の部			
元本等			
元本	*1	746,569,806	747,551,064
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		14,488,704	14,234,154
元本等合計		761,058,510	761,785,218
純資産合計	*2	761,058,510	761,785,218
負債純資産合計		761,059,565	761,786,848

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期　別 項　目	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月10日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）の特定期間に合わせるため、平成29年10月11日から平成30年 4月10日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

平成29年10月10日現在	平成30年 4月10日現在
*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 746,569,806口	*1.　当該計算期間の末日における受益権の総数 747,551,064口
*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.0194円 （10,000口当たりの純資産額　10,194円）	*2.　当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額　1.0190円 （10,000口当たりの純資産額　10,190円）

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期　別 項　目	自 平成29年 4月11日 至 平成29年10月10日	自 平成29年10月11日 至 平成30年 4月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管	同左

	理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	

2.金融商品の時価に関する事項

期別 項目	平成29年10月10日現在	平成30年 4月10日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1.元本の移動

平成29年10月10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 4月11日
期首元本額	737,505,516円
期首より平成29年10月10日までの追加設定元本額	10,535,456円
期首より平成29年10月10日までの一部解約元本額	1,471,166円
期末元本額	746,569,806円
平成29年10月10日現在の元本の内訳（＊）	
米国優先リート１７－０７（為替ヘッジあり）	1,765,572円
アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）	669,695,326円
米国中小型株オープン	2,977,700円
新興国連続増配成長株オープン	16,778,759円
米国短期ハイ・イールド債券オープン	49,037,879円
アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）	2,941,074円
インカム資産オープン（アジア・オセアニア）	1,469,723円
米国中小型株オープン（３ヵ月決算型）	1,903,773円

平成30年 4月10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年10月11日
期首元本額	746,569,806円
期首より平成30年 4月10日までの追加設定元本額	981,258円
期首より平成30年 4月10日までの一部解約元本額	－円
期末元本額	747,551,064円
平成30年 4月10日現在の元本の内訳（＊）	

米国優先リート１７－０７（為替ヘッジあり）	1,765,572 円
アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）	669,695,326 円
米国中小型株オープン	2,977,700 円
新興国連続増配成長株オープン	16,778,759 円
米国短期ハイ・イールド債券オープン	49,037,879 円
アジア・オセアニア好配当成長株オープン（１年決算型）	2,941,074 円
インカム資産オープン（アジア・オセアニア）	1,469,723 円
米国中小型株オープン（３ヵ月決算型）	2,885,031 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

平成 29 年 10 月 10 日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	△2,354,909
合計	△2,354,909

平成 30 年 4 月 10 日現在

（単位：円）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	△2,935,213
合計	△2,935,213

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	日本円	第３回政府保証原子力損害賠償支援機構債	50,000,000	50,009,884	
		第６０回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	150,000,000	150,602,892	
		第６７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	282,000,000	284,587,151	
	計	銘柄数：3	482,000,000	485,199,927	
		組入時価比率：63.7%		100.0%	
合計				485,199,927	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表
該当事項はありません。

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」を、主要投資対象としております。

以下の経理状況は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社から提供された財務諸表です。

［ファンドの経理状況］

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第２条の２の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として６ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、当特定期間（平成 29 年 10 月７日から平成 30 年４月６日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
その監査報告書は該当する財務諸表の直前に添付しております。

［財務諸表］

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

（1）［貸借対照表］

区　　分	注記番号	前特定期間 （平成29年10月6日現在） 金　　額(円)	当特定期間 （平成30年4月6日現在） 金　　額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		8,437,447,401	4,092,030,701
親投資信託受益証券		417,521,733,674	367,250,832,071
未収入金		2,082,466,775	－
流動資産合計		428,041,647,850	371,342,862,772
資産合計		428,041,647,850	371,342,862,772
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		784,097,367	280,634,104
未払解約金		1,999,999,999	－
未払受託者報酬		15,133,903	13,943,731
未払委託者報酬		192,957,263	177,782,542
未払利息		20,573	11,995
その他未払費用		1,286,130	1,246,497
流動負債合計		2,993,495,235	473,618,869
負債合計		2,993,495,235	473,618,869
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	784,097,367,788	701,585,260,642
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3	△359,049,215,173	△330,716,016,739
(分配準備積立金)		92,823,959,013	83,056,326,160
元本等合計		425,048,152,615	370,869,243,903
純資産合計		425,048,152,615	370,869,243,903
負債純資産合計		428,041,647,850	371,342,862,772

（2）[損益及び剰余金計算書]

区　　分	注記番号	前特定期間 自　平成29年 4月 7日 至　平成29年10月 6日 金　　額(円)	当特定期間 自　平成29年10月 7日 至　平成30年 4月 6日 金　　額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		42,309,301,595	△5,113,875,048
営業収益合計		42,309,301,595	△5,113,875,048
営業費用			
支払利息		3,758,730	3,134,721
受託者報酬		94,295,222	88,726,814
委託者報酬	2	1,202,263,993	1,131,266,856
その他費用		1,363,275	1,246,497
営業費用合計		1,301,681,220	1,224,374,888
営業利益又は営業損失（△）		41,007,620,375	△6,338,249,936
経常利益又は経常損失（△）		41,007,620,375	△6,338,249,936
当期純利益又は当期純損失（△）		41,007,620,375	△6,338,249,936
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		296,392,146	87,317,745
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△436,179,261,807	△359,049,215,173
剰余金増加額又は欠損金減少額		46,471,062,185	36,800,801,976
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		46,471,062,185	36,800,801,976
剰余金減少額又は欠損金増加額		168,405,723	151,377,071
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		168,405,723	151,377,071
分配金	1	9,883,838,057	1,890,658,790
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△359,049,215,173	△330,716,016,739

（3）［注記表］

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

当特定期間 自　平成 29 年 10 月 7 日 至　平成 30 年 4 月 6 日
有価証券の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	前特定期間 （平成 29 年 10 月 6 日現在）	当特定期間 （平成 30 年 4 月 6 日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	880,053,632,081円	784,097,367,788円
期中追加設定元本額	348,405,723円	341,377,071円
期中一部解約元本額	96,304,670,016円	82,853,484,217円
２．特定期間末日における受益権の総数	784,097,367,788口	701,585,260,642口
３．投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額	元本の欠損　359,049,215,173円	元本の欠損　330,716,016,739円
４．１口当たりの純資産額 （１万口当たりの純資産額）	0.5421円 (5,421円)	0.5286円 (5,286円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自　平成 29 年 4 月 7 日 至　平成 29 年 10 月 6 日		当特定期間 自　平成 29 年 10 月 7 日 至　平成 30 年 4 月 6 日	
１．分配金の計算過程 第 138 期 平成 29 年 4 月 7 日 平成 29 年 5 月 8 日		１．分配金の計算過程 第 144 期 平成 29 年 10 月 7 日 平成 29 年 11 月 6 日	
A 費用控除後の配当等収益額	628,684,160 円	A 費用控除後の配当等収益額	96,518,512 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0 円
C 収益調整金額	11,369,028 円	C 収益調整金額	0 円
D 分配準備積立金額	101,322,818,594 円	D 分配準備積立金額	91,317,704,302 円
E 当ファンドの分配対象収益額	101,962,871,782 円	E 当ファンドの分配対象収益額	91,414,222,814 円
F 当ファンドの期末残存口数	855,428,868,640 口	F 当ファンドの期末残存口数	771,374,531,269 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額	1,191 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額	1,185 円
H 10,000 口当たり分配金額	8 円	H 10,000 口当たり分配金額	1 円
I 収益分配金金額	684,343,094 円	I 収益分配金金額	77,137,453 円

前特定期間 自　平成29年 4月7日 至　平成29年10月6日		当特定期間 自　平成29年10月7日 至　平成30年 4月6日	
第139期 平成29年5月9日 平成29年6月6日		第145期 平成29年11月7日 平成29年12月6日	
A 費用控除後の配当等収益額	1,825,475,894円	A 費用控除後の配当等収益額	509,278,582円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	6,882,108円	C 収益調整金額	25,598,013円
D 分配準備積立金額	100,143,300,285円	D 分配準備積立金額	88,996,959,490円
E 当ファンドの分配対象収益額	101,975,658,287円	E 当ファンドの分配対象収益額	89,531,836,085円
F 当ファンドの期末残存口数	845,897,284,110口	F 当ファンドの期末残存口数	751,826,587,943口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,205円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,190円
H 10,000口当たり分配金額	21円	H 10,000口当たり分配金額	7円
I 収益分配金金額	1,776,384,296円	I 収益分配金金額	526,278,611円
第140期 平成29年6月7日 平成29年7月6日		第146期 平成29年12月7日 平成30年 1月9日	
A 費用控除後の配当等収益額	2,284,777,883円	A 費用控除後の配当等収益額	151,965,659円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	27,440,251円	C 収益調整金額	8,392,575円
D 分配準備積立金額	98,603,775,189円	D 分配準備積立金額	86,870,787,607円
E 当ファンドの分配対象収益額	100,915,993,323円	E 当ファンドの分配対象収益額	87,031,145,841円
F 当ファンドの期末残存口数	832,656,827,250口	F 当ファンドの期末残存口数	733,865,746,247口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,211円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,185円
H 10,000口当たり分配金額	28円	H 10,000口当たり分配金額	2円
I 収益分配金金額	2,331,439,116円	I 収益分配金金額	146,773,149円
第141期 平成29年7月7日 平成29年8月7日		第147期 平成30年1月10日 平成30年2月 6日	
A 費用控除後の配当等収益額	2,679,036,756円	A 費用控除後の配当等収益額	201,520,508円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	0円	C 収益調整金額	18,391,610円
D 分配準備積立金額	96,812,944,822円	D 分配準備積立金額	85,452,730,815円
E 当ファンドの分配対象収益額	99,491,981,578円	E 当ファンドの分配対象収益額	85,672,642,933円
F 当ファンドの期末残存口数	817,694,059,571口	F 当ファンドの期末残存口数	721,928,446,425口

G 10,000口当たり収益分配対象額	1,216円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,186円
H 10,000口当たり分配金額	33円	H 10,000口当たり分配金額	3円
I 収益分配金金額	2,698,390,396円	I 収益分配金金額	216,578,533円

前特定期間 自　平成29年4月7日 至　平成29年10月6日		当特定期間 自　平成29年10月7日 至　平成30年4月6日	
第142期 平成29年8月8日 平成29年9月6日		第148期 平成30年2月7日 平成30年3月6日	
A 費用控除後の配当等収益額	1,629,371,011円	A 費用控除後の配当等収益額	596,516,587円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	8,947,318円	C 収益調整金額	7,576,996円
D 分配準備積立金額	95,233,713,812円	D 分配準備積立金額	84,596,450,871円
E 当ファンドの分配対象収益額	96,872,032,141円	E 当ファンドの分配対象収益額	85,200,544,454円
F 当ファンドの期末残存口数	804,591,894,493口	F 当ファンドの期末残存口数	714,729,933,658口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,203円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,192円
H 10,000口当たり分配金額	20円	H 10,000口当たり分配金額	9円
I 収益分配金金額	1,609,183,788円	I 収益分配金金額	643,256,940円
第143期 平成29年9月7日 平成29年10月6日		第149期 平成30年3月7日 平成30年4月6日	
A 費用控除後の配当等収益額	771,780,146円	A 費用控除後の配当等収益額	334,722,373円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	8,719,407円	C 収益調整金額	0円
D 分配準備積立金額	92,827,556,827円	D 分配準備積立金額	83,002,237,891円
E 当ファンドの分配対象収益額	93,608,056,380円	E 当ファンドの分配対象収益額	83,336,960,264円
F 当ファンドの期末残存口数	784,097,367,788口	F 当ファンドの期末残存口数	701,585,260,642口
G 10,000口当たり収益分配対象額	1,193円	G 10,000口当たり収益分配対象額	1,187円
H 10,000口当たり分配金額	10円	H 10,000口当たり分配金額	4円
I 収益分配金金額	784,097,367円	I 収益分配金金額	280,634,104円
２．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額		２．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左	

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自　平成 29 年 4 月 7 日 至　平成 29 年 10 月 6 日	当特定期間 自　平成 29 年 10 月 7 日 至　平成 30 年 4 月 6 日
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	１．金融商品に対する取組方針 同左
２．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	２．金融商品の内容及びそのリスク 同左
３．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	３．金融商品に係るリスク管理体制 同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 (平成 29 年 10 月 6 日現在)	当特定期間 (平成 30 年 4 月 6 日現在)
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	１．貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前特定期間 （平成29年10月6日現在） 最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当特定期間 （平成30年4月6日現在） 最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	16,568,046,809	△264,433,044
合計	16,568,046,809	△264,433,044

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（４）［附属明細表］
１．有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券　（平成30年4月6日現在）

種　類	銘　　柄	券面総額（口）	評価額（円）	備　考
親投資信託受益証券	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	155,548,848,823	367,250,832,071	―
合計		155,548,848,823	367,250,832,071	―

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区　　分	注記番号	(平成29年10月6日現在)	(平成30年4月6日現在)
		金　　額(円)	金　　額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		6,393,545,089	5,583,205,870
金銭信託		35,020	243,013
コール・ローン		2,855,704,866	2,097,730,649
株式		406,901,119,743	357,875,908,346
投資証券		7,608,349,623	6,192,727,965
派生商品評価勘定		－	3,244,500
未収入金		1,768,366,866	54,669,874
未収配当金		476,681,119	1,060,983,307
流動資産合計		426,003,802,326	372,868,713,524
資産合計		426,003,802,326	372,868,713,524
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		－	648,653
未払解約金		2,093,334,943	6,290,709
未払利息		6,963	6,149
その他未払費用		19,452	16,401
流動負債合計		2,093,361,358	6,961,912
負債合計		2,093,361,358	6,961,912
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	176,514,530,610	157,926,404,403
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		247,395,910,358	214,935,347,209
元本等合計		423,910,440,968	372,861,751,612
純資産合計		423,910,440,968	372,861,751,612
負債純資産合計		426,003,802,326	372,868,713,524

(注)「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年10月7日から翌年10月6日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自　平成 29 年 10 月 7 日 至　平成 30 年 4 月 6 日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 株式及び投資証券につきましては、移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値)、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合については入金時に計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条、61 条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　　分	（平成29年10月6日現在）	（平成30年4月6日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	203,779,051,117円	176,514,530,610円
期中追加設定元本額	5,701,543円	9,519,876円
期中一部解約元本額	27,270,222,050円	18,597,646,083円
元本の内訳		
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	173,851,488,039円	155,548,848,823円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン（毎月分配型）	2,662,606,575円	2,377,121,842円
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン	435,996円	433,738円
合　　計	176,514,530,610円	157,926,404,403円
２．本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	176,514,530,610口	157,926,404,403口
３．１口当たりの純資産額	2.4016円	2.3610円
（１万口当たりの純資産額）	(24,016円)	(23,610円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

自　平成29年 4月7日 至　平成29年10月6日	自　平成29年10月7日 至　平成30年 4月6日
１．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	１．金融商品に対する取組方針 同左
２．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券およびデリバティブ取引は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	２．金融商品の内容及びそのリスク 同左
３．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	３．金融商品に係るリスク管理体制 同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

（平成29年10月6日現在）	（平成30年4月6日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	１．貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法 ①株式及び投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ②派生商品評価勘定 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成29年10月6日現在)	(平成30年4月6日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	31,079,594,663	△1,481,427,164
投資証券	△1,268,126,520	713,713,700
合計	29,811,468,143	△767,713,464

(注) 上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成28年10月7日から平成29年10月6日まで及び平成29年10月7日から平成30年4月6日まで)に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
　通貨関連

（平成29年10月6日現在）

区　分	種　類	契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 　米ドル	1,693,050,000	－	1,693,050,000	－
合　計		1,693,050,000	－	1,693,050,000	－

（平成30年4月6日現在）

区　分	種　類	契約額等（円）	うち1年超	時　価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 　米ドル	1,583,300,480	－	1,584,996,327	1,695,847
	売建 　オーストラリアドル	1,235,700,000	－	1,234,800,000	900,000
	インドネシアルピア	347,600,480	－	347,600,480	－
合　計		3,166,600,960	－	3,167,396,807	2,595,847

（注）時価の算定方法
１．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
　① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
　② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
　・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
　・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
２．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
　該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
　該当事項はありません。

(3)附属明細表

1．有価証券明細表

(1)株式

(平成30年4月6日現在)

通　貨	銘　柄	株式数	評　価　額		備考
			単　価	金　額	
米ドル	HUTCHISON PORT HOLDINGS TRUST	92,995,300	0.31	28,828,543.00	
米ドル 小計		92,995,300		28,828,543.00 (3,090,996,380)	
オーストラリアドル	BHP BILLITON LTD	1,624,707	28.51	46,320,396.57	
	CROWN RESORTS LTD	4,391,632	12.65	55,554,144.80	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	4,363,060	26.81	116,973,638.60	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,879,490	28.87	54,260,876.30	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	2,779,870	29.06	80,783,022.20	
	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	5,968,883	9.65	57,599,720.95	
	TELSTRA CORP LTD	18,383,631	3.11	57,173,092.41	
オーストラリアドル 小計		39,391,273		468,664,891.83 (38,589,867,193)	
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL - H	78,378,000	7.02	550,213,560.00	
	CNOOC LTD	32,606,000	10.94	356,709,640.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	7,260,000	92.00	667,920,000.00	
	SINOPEC ENGINEERING GROUP-H	31,971,500	7.94	253,853,710.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC	10,922,300	39.10	427,061,930.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	34,870,000	3.95	137,736,500.00	
	COSCO SHIPPING PORTS LIMITED	53,201,770	6.58	350,067,646.60	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	71,621,000	4.39	314,416,190.00	
	BANK OF CHINA LTD-H	263,459,000	4.14	1,090,720,260.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	7,446,500	36.50	271,797,250.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION	150,716,000	7.81	1,177,091,960.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	108,968,075	6.58	717,009,933.50	
	CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	48,577,000	5.04	244,828,080.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	17,424,000	21.25	370,260,000.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	12,307,000	34.15	420,284,050.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	19,158,000	27.05	518,223,900.00	
	CHINA VANKE CO LTD	5,396,300	34.60	186,711,980.00	
	CK ASSET HOLDINGS LIMITED	6,086,000	64.90	394,981,400.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	23,911,000	18.00	430,398,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	4,089,400	397.60	1,625,945,440.00	
	VTECH HOLDINGS LTD	2,460,600	98.65	242,738,190.00	
	CHINA MOBILE LTD	9,290,000	70.45	654,480,500.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD	21,973,700	9.90	217,539,630.00	
香港ドル 小計		1,022,093,145		11,620,989,750.10 (158,742,719,986)	

通　貨	銘　柄	株式数	評　価　額		備考
			単　価	金　額	
シンガポールド	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENG	23,934,500	3.60	86,164,200.00	

ル	COMFORTDELGRO CORP LTD	35,512,700	2.07	73,511,289.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	955,380	27.28	26,062,766.40	
	NETLINK NBN TRUST	53,319,600	0.81	43,188,876.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	19,227,600	3.38	64,989,288.00	
シンガポールドル 小計		132,949,780		293,916,419.40 (23,936,553,195)	
インドネシアルピア	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	31,539,700	11,000.00	346,936,700,000.00	
	MATAHARI DEPARTMENT STORE TB	22,516,500	11,075.00	249,370,237,500.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO	44,171,900	8,200.00	362,209,580,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	217,380,500	2,380.00	517,365,590,000.00	
インドネシアルピア 小計		315,608,600		1,475,882,107,500.00 (11,511,880,438)	
韓国ウォン	LG CHEM LTD PFD	154,857	218,500.00	33,836,254,500.00	
	POSCO	91,416	318,500.00	29,115,996,000.00	
	HYUNDAI MOBIS CO LTD	142,950	262,500.00	37,524,375,000.00	
	HYUNDAI MOTOR COMPANY	390,735	100,000.00	39,073,500,000.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	944,551	44,300.00	41,843,609,300.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	20,754	2,437,000.00	50,577,498,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD-PREF	69,858	2,040,000.00	142,510,320,000.00	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	1,755,326	34,500.00	60,558,747,000.00	
	SK HYNIX INC	216,004	82,900.00	17,906,731,600.00	
韓国ウォン 小計		3,786,451		452,947,031,400.00 (45,657,060,765)	
新台湾ドル	POU CHEN	17,319,000	38.65	669,379,350.00	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LTD	98,337,103	20.90	2,055,245,452.70	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	35,999,000	49.90	1,796,350,100.00	
	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	4,290,000	353.00	1,514,370,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO LTD	18,193,509	87.20	1,586,473,984.80	
	PEGATRON CORP	13,289,000	72.00	956,808,000.00	
	QUANTA COMPUTER INC	25,528,400	58.30	1,488,305,720.00	
	MEDIATEK INC	5,319,000	328.00	1,744,632,000.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS CORP LTD	3,937,000	128.50	505,904,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	17,356,323	244.00	4,234,942,812.00	
新台湾ドル 小計		239,568,335		16,552,411,919.50 (60,747,351,744)	
インドルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	5,590,132	422.45	2,361,551,263.40	
	INDIAN OIL CORP LTD	10,203,684	173.55	1,770,849,358.20	
	INFOSYS LTD	999,237	1,147.55	1,146,674,419.35	
	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	302,805	2,957.95	895,682,049.75	
インドルピー 小計		17,095,858		6,174,757,090.70 (10,311,844,341)	

通　貨	銘　柄	株式数	評　価　額		備考
			単　価	金　額	
中国人民元（オフショア）	HENAN SHUANGHUI INVESTMENT-A	12,149,895	25.60	311,037,312.00	

中国人民元（オフショア） 小計	12,149,895		311,037,312.00 (5,287,634,304)	
合　計	1,875,638,637		357,875,908,346 (357,875,908,346)	

有価証券明細表注記

（注）１．小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル	投資証券	WESTFIELD CORP	8,755,440	75,209,229.60	
オーストラリアドル 合計			8,755,440	75,209,229.60 (6,192,727,965)	
合　計				6,192,727,965 (6,192,727,965)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

（注）１．小計欄の（　　）内は、邦貨換算額であります。

２．合計金額欄の（　　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	1銘柄	100.0%	－	0.8%
オーストラリアドル	株式	7銘柄	86.2%	－	10.6%
	投資証券	1銘柄	－	13.8%	1.7%
香港ドル	株式	23銘柄	100.0%	－	43.6%
シンガポールドル	株式	5銘柄	100.0%	－	6.6%
インドネシアルピア	株式	4銘柄	100.0%	－	3.2%
韓国ウォン	株式	9銘柄	100.0%	－	12.5%
新台湾ドル	株式	10銘柄	100.0%	－	16.7%
インドルピー	株式	4銘柄	100.0%	－	2.8%
中国人民元（オフショア）	株式	1銘柄	100.0%	－	1.5%

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
（２）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）の取引の時価等に関する事項に記載されております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）

（2018年 4月 27日現在）

Ⅰ　資産総額	379,406,664,480円
Ⅱ　負債総額	385,102,550円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	379,021,561,930円
Ⅳ　発行済数量	1,498,647,663,258口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	0.2529円

（参考）日本マネー・マザーファンド

（2018年 4月 27日現在）

Ⅰ　資産総額	761,733,050円
Ⅱ　負債総額	895円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	761,732,155円
Ⅳ　発行済数量	747,551,064口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.0190円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

■　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■　受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（2018 年 4 月末日現在）

(1) 資本金の額	10 億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000 株
発行済株式の総数	825,000 株
最近 5 年間における主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12 名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長 1 名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月 1 回、運用本部及び投資情報部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月 1 回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画・運用実施計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月 1 回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月 1 回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2018年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	155	11,540
追加型公社債投資信託	3	2,305
単位型株式投資信託	69	1,744
単位型公社債投資信託	8	261
合計	235	15,852

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2018年6月21日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木基仁　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　猿渡裕子　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （2017年3月31日現在）		当事業年度 （2018年3月31日現在）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		12,889,303		14,934,990
有価証券		94,613		―
未収委託者報酬		1,073,372		993,411
未収運用受託報酬		18,838		88,940
未収投資助言報酬		11,660		11,660
前払費用		45,683		65,995
未収入金		56,411		―
未収収益		38,483		40,570
繰延税金資産		5,119		23,838
その他の流動資産		5,642		3,980
流動資産合計		14,239,128		16,163,386
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	252,684	※1	240,672
器具備品	※1	62,605	※1	47,370
有形固定資産合計		315,290		288,043
無形固定資産				
ソフトウェア		10,557		7,477
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		12,680		9,600
投資その他の資産				
投資有価証券		2,623,947		1,844,495
親会社株式		915,292		857,359
長期差入保証金		231,697		231,934
前払年金費用		49,496		45,243
その他		26,705		26,705
貸倒引当金		△14,510		△14,510
投資その他の資産合計		3,832,628		2,991,227
固定資産合計		4,160,598		3,288,871
資産合計		18,399,727		19,452,258

	前事業年度 (2017年3月31日現在)	当事業年度 (2018年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	7,928	16,162
前受投資助言報酬	—	631
未払金	787,831	582,657
未払収益分配金	13	9
未払償還金	8,124	5,001
未払手数料	532,071	469,243
その他未払金	247,622	108,404
未払費用	192,452	191,964
未払法人税等	133,340	266,953
未払消費税等	—	69,533
賞与引当金	13,420	12,423
流動負債合計	1,134,972	1,140,326
固定負債		
退職給付引当金	257,350	293,554
役員退職慰労引当金	41,120	43,030
繰延税金負債	107,927	76,296
資産除去債務	87,840	88,744
長期未払金	29,100	106,702
固定負債合計	523,338	608,328
負債合計	1,658,311	1,748,654
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金	8,805,462	9,766,079
利益剰余金合計	14,703,955	15,664,571
株主資本合計	16,270,455	17,231,071
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	470,961	472,532
評価・換算差額等合計	470,961	472,532
純資産合計	16,741,416	17,703,603
負債・純資産合計	18,399,727	19,452,258

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2016年4月1日 至　2017年3月31日）	当事業年度 （自　2017年4月1日 至　2018年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	12,602,269	12,228,981
運用受託報酬	39,629	122,677
投資助言報酬	30,278	28,168
営業収益合計	12,672,177	12,379,827
営業費用		
支払手数料	6,581,071	6,153,368
広告宣伝費	233,028	202,382
公告費	220	175
受益権管理費	16,958	17,980
調査費	1,367,966	1,604,822
調査費	345,696	369,732
委託調査費	1,022,270	1,235,089
委託計算費	283,205	283,795
営業雑経費	360,386	336,121
通信費	55,900	55,390
印刷費	236,629	217,222
諸経費	55,218	51,998
協会費	9,534	8,471
諸会費	3,104	3,038
営業費用合計	8,842,838	8,598,645
一般管理費		
給料	1,634,016	1,558,069
役員報酬	174,000	154,200
給料・手当	1,460,016	1,403,769
賞与	―	100
交際費	17,190	19,557
寄付金	21,013	18,911
旅費交通費	49,246	45,188
租税公課	53,904	56,132
不動産賃借料	199,709	217,300
賞与引当金繰入	10,270	12,423
退職給付費用	84,132	75,720
役員退職慰労引当金繰入	12,250	7,060
固定資産減価償却費	29,243	34,131
諸経費	347,126	339,022
一般管理費合計	2,458,103	2,383,517
営業利益	1,371,235	1,397,665

		前事業年度 （自　2016年4月1日 至　2017年3月31日）		当事業年度 （自　2017年4月1日 至　2018年3月31日）
営業外収益				
受取配当金	※1	52,776	※1	54,254
受取利息		694		1,186
約款時効収入		678		3,127
受取保険金		20,002		―
雑益		3,318		5,395
営業外収益合計		77,469		63,964
営業外費用				
固定資産除却損	※2	77	※2	85
為替差損		49		139
雑損		―		60
営業外費用合計		127		286
経常利益		1,448,577		1,461,343
特別利益				
有価証券償還益		―		32,986
投資有価証券売却益		1,335		11,937
投資有価証券償還益		1,810		618
親会社株式売却益		133,994		7,388
受取補償金		390,000		―
特別利益合計		527,140		52,931
特別損失				
有価証券償還損		19		10,994
投資有価証券売却損		118,400		48,590
投資有価証券償還損		72		3,041
投資有価証券評価損		322		―
移転関連費用		94,360		―
特別損失合計		213,173		62,626
税引前当期純利益		1,762,543		1,451,648
法人税、住民税及び事業税		493,560		500,764
法人税等調整額		15,732		△ 50,983
法人税等合計		509,293		449,781
当期純利益		1,253,250		1,001,866

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2016年4月1日　至　2017年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
					別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,593,462	13,491,954	15,058,454	401,188	401,188	15,459,642
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						1,253,250	1,253,250	1,253,250			1,253,250
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									69,773	69,773	69,773
当期変動額合計						1,212,000	1,212,000	1,212,000	69,773	69,773	1,281,773
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	8,805,462	14,703,955	16,270,455	470,961	470,961	16,741,416

当事業年度（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
					別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	8,805,462	14,703,955	16,270,455	470,961	470,961	16,741,416
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						1,001,866	1,001,866	1,001,866			1,001,866
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									1,570	1,570	1,570
当期変動額合計						960,616	960,616	960,616	1,570	1,570	962,187
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	9,766,079	15,664,571	17,231,071	472,532	472,532	17,703,603

［注記事項］

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15～18 年

器具備品　4～15 年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2017年3月31日）	当事業年度 （2018年3月31日）
建物	1,614千円	13,625千円
器具備品	67,734 〃	85,304 〃
計	69,348 〃	98,930 〃

（損益計算書関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）	当事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
受取配当金	40,590千円	40,591千円

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）	当事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
器具備品	77千円	85千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	―	―	825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2016年6月27日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2016年3月31日	2016年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	2017年3月31日	2017年6月23日

当事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	―	―	825,000

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	41,250	50	2017年3月31日	2017年6月23日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	41,250	利益剰余金	50	2018年3月31日	2018年6月22日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（2017年3月31日）	当事業年度（2018年3月31日）
1年以内	80,835	226,338
1年超	848,767	622,429
合計	929,602	848,767

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注 2）参照）。

前事業年度（2017 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,889,303	12,889,303	—
(2) 有価証券	94,613	94,613	—
(3) 未収委託者報酬	1,073,372	1,073,372	—
(4) 投資有価証券	2,042,947	2,042,947	—
(5) 親会社株式	915,292	915,292	—
(6) 長期差入保証金	231,697	230,568	△ 1,128
(7) 未払金（未払手数料）	532,071	532,071	—
(8) 未払金（その他未払金）	247,622	247,622	—
(9) 未払法人税等	133,340	133,340	—

当事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,934,990	14,934,990	―
(2) 有価証券	―	―	―
(3) 未収委託者報酬	993,411	993,411	―
(4) 投資有価証券	1,290,634	1,290,634	―
(5) 親会社株式	857,359	857,359	―
(6) 長期差入保証金	231,934	230,827	△ 1,106
(7) 未払金（未払手数料）	469,243	469,243	―
(8) 未払金（その他未払金）	108,404	108,404	―
(9) 未払法人税等	266,953	266,953	―

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬、(7)未払金（未払手数料）、(8) 未払金（その他未払金）、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券、(5) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 長期差入保証金

合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2017年3月31日）	当事業年度 （2018年3月31日）
非上場株式	581,000	553,861

非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

（注 3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2017 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	12,889,303	―	―	―
未収委託者報酬	1,073,372	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	94,613	1,647,443	78,016	―
長期差入保証金	―	5,359	―	226,338
合計	14,057,289	1,652,802	78,016	226,338

当事業年度（2018 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	14,934,990	―	―	―
未収委託者報酬	993,411	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	―	888,608	27,474	―
長期差入保証金	―	5,596	―	226,338
合計	15,928,401	894,204	27,474	226,338

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2017 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	1,206,084	460,956	745,127
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	233,592	189,506	44,086
小計		1,439,676	650,462	789,214
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	9,815	12,350	△2,535
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	1,603,361	1,711,167	△107,806
小計		1,613,176	1,723,517	△110,341
合計		3,052,852	2,373,979	678,873

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　581,000 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	1,203,455	481,381	722,073
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	164,939	140,000	24,939
小計		1,368,395	621,381	747,013
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	11,830	12,350	△520
	（２）債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	（３）その他	767,769	833,183	△65,414
小計		779,599	845,533	△65,934
合計		2,147,994	1,466,915	681,078

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（１）株式	279,000	133,994	―
（２）債券			
①国債・地方債等	―	―	―
②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
（３）その他	1,903,935	1,335	118,400
合計	2,182,935	135,329	118,400

当事業年度 （自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（1）株式	14,102	7,388	—
（2）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
（3）その他	794,347	11,937	48,590
合計	808,449	19,326	48,590

3．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）

有価証券について 322 千円（その他有価証券のその他 322 千円）減損処理を行っております。

当事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型ＤＣ岡三プラン)、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度（自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）	当事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）
退職給付債務の期首残高	511,687	554,146
勤務費用	55,301	56,263
利息費用	—	443
数理計算上の差異の発生額	△1,597	△11,388
退職給付の支払額	△11,244	△3,777
退職給付債務の期末残高	554,146	595,688

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
年金資産の期首残高	278,768	310,452
期待運用収益	1,393	1,552
数理計算上の差異の発生額	13,214	14,965
事業主からの拠出額	19,316	18,743
退職給付の支払額	△2,241	△1,816
年金資産の期末残高	310,452	343,897

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	270,028	289,888
年金資産	△310,452	△343,897
	△40,424	△54,008
非積立型制度の退職給付債務	284,118	305,799
未積立退職給付債務	243,694	251,790
未認識数理計算上の差異	△35,839	△3,480
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	207,854	248,310
退職給付引当金	257,350	293,554
前払年金費用	49,496	45,243
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	207,854	248,310

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
勤務費用	55,301	56,263
利息費用	―	443
期待運用収益	△1,393	△1,552
数理計算上の差異の費用処理額	15,233	6,005
確定給付制度に係る退職給付費用	69,141	61,160

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2018 年 3 月 31 日)
株式	36.1%	37.1%
一般勘定	32.7%	31.1%
債券	18.3%	19.0%
その他	12.9%	12.8%
合計	100.0%	100.0%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)
割引率	0.08%	0.07%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 14,991 千円、当事業年度 14,560 千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2017年3月31日）	当事業年度 （2018年3月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	78,800	89,886
役員退職慰労引当金	12,590	13,175
賞与引当金	4,141	3,803
ゴルフ会員権評価損	1,838	1,838
貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	33,809	20,189
有価証券評価損	7,279	―
投資有価証券評価損	2,817	2,817
未払広告宣伝費	663	―
資産除去債務	26,896	27,173
未払事業税	4,792	15,447
未払不動産賃借料	11,904	44,553
その他	2,757	5,461
繰延税金資産の合計	192,734	228,789
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	241,721	228,735
未収配当金	11,836	12,367
資産除去債務に対応する除去費用	26,828	26,291
前払年金費用	15,155	13,853
繰延税金負債の合計	295,542	281,248
繰延税金資産(負債)の純額	△ 102,807	△ 52,458

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2017年3月31日）	当事業年度 （2018年3月31日）
法定実効税率	30.86%	―
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.60%	―
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.28%	―
住民税均等割等	0.13%	―
税額控除	△ 2.21%	―
その他	△ 0.20%	―
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.90%	―

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （ 自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）	当事業年度 （ 自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）
期首残高	33,865	87,840
有形固定資産の取得に伴う増加額	87,764	―
時の経過による調整額	659	904
資産除去債務の履行による減少額	△34,449	―
期末残高	87,840	88,744

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の 10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度 （自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（4）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度 （自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

前事業年度 （自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注2）	2,814,695（注1）	未払手数料	197,827（注1）

（注） 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払（注2）	2,775,979（注1）	未払手数料	196,664（注1）

（注） 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

２.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

	前事業年度 （2017 年 3 月 31 日）	当事業年度 （2018 年 3 月 31 日）
1 株当たり純資産額	20,292 円 62 銭	21,458 円 91 銭
1 株当たり当期純利益金額	1,519 円 09 銭	1,214 円 38 銭

（注）1．潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

２．1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）
当期純利益金額	1,253,250 千円	1,001,866 千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	1,253,250 千円	1,001,866 千円
普通株式の期中平均株式数	825,000 株	825,000 株

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 （2017年3月31日）	当事業年度 （2018年3月31日）
純資産の部の合計額	16,741,416千円	17,703,603千円
純資産の部から控除する合計額	―	―
普通株式に係る期末の純資産額	16,741,416千円	17,703,603千円
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	825,000株	825,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。
委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

約　款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

アジア・オセアニア好配当成長株オープン
(毎月分配型)

約　　款

岡三アセットマネジメント株式会社

運 用 の 基 本 方 針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① 主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

② アジア（日本を除く）・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、次に定めるものとします。

・イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

・日本マネー・マザーファンド

③ 投資信託証券への投資を通じて、主としてアジア（日本を除く）・オセアニア地域の好配当の株式に投資することにより、高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

④ イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への直接投資は行いません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

毎月 10 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第 1 計算期間から第 3 計算期間までについては、分配を行いません。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

収益分配は、主として配当等収益等から行います。

ただし、3 月と 9 月の決算時の分配方針は、決算日に売買益（評価益を含みます。）等が存在するときは、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額を分配対象収益として分配を行います。

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

③ 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、証券投資信託であり、岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条　受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条　委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条　この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条　この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に投資信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法

により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条　委託者の指定する販売会社は、香港の取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日および翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

②　前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 29 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止または取消し、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記

録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条　委託者は、信託金を、主として国内の証券投資信託であるイーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の受益権および岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である日本マネー・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預　金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 第1項に規定する「短期社債等」とは、イ.社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、ロ.保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、ハ.資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、ニ.商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、ホ.信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、ヘ.農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、ト.一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項ならびに第2項に定める資産への投資を、投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

② 前項に定める投資信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含む。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 前各号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③ 前項の取扱いは、第24条、第25条および第26条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することがで

きるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第 21 条　＜削除＞

（混蔵寄託）

第 22 条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 24 条　委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 25 条　委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への

解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第27条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条　投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

②　前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条　この信託の計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は、投資信託契約締結日から平成17年12月12日まで、第2計算期間は、平成17年12月13日から平成18年1月10日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第31条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第32条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 33 条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）と日本マネー・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。この条において同じ。）の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 34 条　受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条　収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 36 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載また

は記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④　一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止または取消し、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払い開始日が遅延する場合があります。

⑤　収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所で行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第 36 条　受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 37 条　受益者は、香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日および翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日に該当する日もしくはオーストラリアの取引所の休業日に該当する日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.30％の率を乗じて額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　平成 19 年 1 月 4 日以降の投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者が

するときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤　委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止または取消し、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 38 条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（投資信託契約の解約）

第 39 条　委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券にかかる国内の証券投資信託がその信託を終了することとなる場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合にも適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第 40 条　委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 41 条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条第 4 項に該当する場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 42 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 43 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（投資信託約款の変更）

第 44 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第 45 条　第 39 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 39 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求するこ

とができます。

（公告）

第 46 条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。http://www.okasan-am.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 46 条の 2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 47 条　この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第 1 条　平成 18 年 12 月 29 日現在の投資信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条（受益証券の種類）から第 20 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 2 条　第 13 条第 1 項および第 37 条第 1 項の規定は、平成 24 年 1 月 9 日から適用します。

②　運用の基本方針 2. 運用方法（2）投資態度②および④ならびに第 17 条第 1 項に規定する「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」は、平成 24 年 2 月 14 日から適用し、「ＰＣＡアジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」から名称が変更となります。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 17 年 10 月 27 日

委　託　者　東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号
岡三アセットマネジメント株式会社

受　託　者　東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

日本マネー・マザーファンド

運 用 の 基 本 方 針

約款第 16 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基 本 方 針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。

2. 運 用 方 法

(1) 投 資 対 象

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

(2) 投 資 態 度

① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。

② 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2 格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投 資 制 限

① 株式への投資は行いません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。